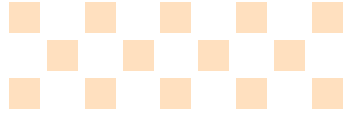




基本構想

- 1 目的
 - 2 目標年次
 - 3 基本理念
 - 4 将来都市像
 - 5 基本目標
 - 6 将来指標と土地利用構想
 - 7 施策の大綱
 - 8 構想推進のために
- 

1 目的

この基本構想は、21世紀初頭における敦賀市の目標とすべき都市像と、これを実現するための施策の基本的方向性を定め、活力と魅力あふれる新しい敦賀市の創造の指針とします。

2 目標年次

この基本構想は、西暦2010年(平成22年)を目標年次とします。

3 基本理念

敦賀市は、雄大な自然と日本の文化・産業を支えた「港」を中心に歴史を築いてきたまちです。

この「港」が創り出してきた歴史を引き継ぎ、豊かな自然環境の中で、活力と希望に満ち、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進め、すべての市民が生きる喜びを感じ、誇りと愛着の持てる敦賀市を創造します。

4 将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、敦賀市の将来都市像を次のとおりとします。

『世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市 敦賀』

敦賀市は、古くから海陸交通の要衝として、外交や交易を活発に行う中で、国内外各地の文化とであい、ふれあい、独自の文化を創り、育ててきました。

今後も、世界各国、大都市圏、周辺市町村との交流、そして市民の世代を超えた交流は、産業、教育、福祉など様々な分野において新たな展開を生み、文化を創ると考えます。

環日本海時代の到来や日本海国土軸の形成などの社会的背景の中で、広域的な交通の拠点性が高まりつつある敦賀市は、京阪神大都市圏および中部大都市圏から環日本海地域への交通の結節点として、また、周辺市町村と連携を深め、様々な交流の結節点となる、であいとふれあいがあふれる、活力と魅力のあるまちをめざします。

5 基本目標

将来都市像を実現するために、次の5つの基本目標を設定します。

人が集う、魅力ある都市づくり

福井県嶺南の市町（村）や滋賀県北部の市町（村）との連携を深め、この地域全体の活力やイメージの向上をめざして、都市機能の充実と風格をもった都市づくりを進めます。

そのため、この地域のもつ豊かな自然環境との共生に配慮しながら、都市空間の形成に努めるとともに、市民交流、都市交流、国際交流を進めるため、交通条件の向上に向けた取り組みを行います。

快適に暮らせる都市づくり

市民が豊かな暮らしをおくれるよう、良好な居住環境の創出と機能的な都市施設が配置された居住空間の創造に努めるとともに、今後の人口増加や核家族化などによる世帯数の増加に対応できるよう、土地の有効利用や新規宅地開発による住宅の確保を図ります。

また、市民の生命、財産を守り、市民がその生涯を通して、安全で安心して生活できる明るい都市づくりを進めます。

ふれあいと温もりのある都市づくり

超高齢社会を目前に控え、誰もが安心して生涯をおくれるよう、保健・医療・福祉のネットワークを確立し、各種施策の拡充・強化に努めます。

また、すべての市民が住み慣れた地域や家庭で支え合いながら、生きがいと喜びをもって生活できるよう、社会基盤の整備をはじめ、健康・生きがいづくりなどの施策を総合的に行い、温もりのある福祉社会の実現を図ります。

活力とにぎわいのある都市づくり

環日本海時代の到来や広域的な交通の拠点性の向上、一方での産業構造の空洞化といった本市の産業を巡る状況は、近年、大きな変化をみせています。

このような状況の中で、都市活力の中心的役割を担う産業の発展をめざし、本市のもつ拠点性を活用しながら、産業の国際化、高度化および多角化を図るとともに、魅力ある商業振興の促進や観光の振興を図り、活力とにぎわいにあふれた都市づくりを進めます。

人を育み、文化を創る都市づくり

余暇時間の拡大、生活の多様化・高度化、女性の社会進出など、生涯にわたって学習するニーズが高まっており、市民が幼児期から高齢期に至る各年代において主体的に学習することができる生涯学習の体系を構築します。

日常生活における精神的な豊かさへのニーズに応えるため、都市的文化サービスを提供できる都市となるよう、文化を育む都市づくりを進めます。

6 将来指標と土地利用構想

(1) 将来指標

人口・世帯

本市の人口は、市制施行以来増加を続け、平成7年10月1日現在67,511人となっています。

近年は、人口増加の安定期を迎えつつありますが、今後、通勤・通学圏の拡大や若者が定住できる環境づくりを促進するため、交通網の整備、産業の育成などを図ることにより、将来においては、さらに定住人口の増加が見込まれます。

そこで、すべての市民が生きる喜びを感じ、誇りと愛着の持てる10万都市の建設をめざしながら、この基本構想の目標年次における人口は8万人を見込みます。

また、世帯数については、人口増加や核家族化などにより、目標年次には3万世帯になるものと見込みます。

産業・経済

本市の産業構造は、都市化の進展、農業経営の集約化などにより、第一次産業では就業人口は減少するが、生産性の向上などにより生産所得は向上すると想定されます。

第二次産業では、既存産業の複合化・高度化、また、新しい産業の導入により、就業人口、生産所得ともに増大すると想定されます。

第三次産業では、産業のソフト化、商品ニーズの多様化・高度化などにより、事業所が増え、就業人口、生産所得ともに増大すると想定されます。

市民生活

産業の活性化などにより、市民所得は今後も増大すると想定されます。

高齢化社会・情報化社会の進展、余暇時間の増大、価値観の多様化などにより、消費構造としてサービス産業に対する支出が高くなるとともに、市民ニーズが物的な充足から質的な充足へと移行し、精神面でのゆとりやうるおいを求めるようになり、人生における充実や自己実現に向けた生活様式をおくる人が多くなると想定されます。

(2) 土地利用構想

近年、本市においては、核家族化、世帯分離による世帯数の増加や国道バイパスなどの交通網の整備、既成市街地周辺における基盤整備の進捗に伴い、農地転用など既成市街地周辺の宅地化が進み、市街地が拡大してきました。このような状況の中で、既成市街地の空洞化や無秩序な宅地開発などの問題が顕在化しています。

本市のもつ豊富な自然との調和を図りながら、整備・開発を行う区域と保全する区域など、広域交流拠点都市にふさわしい、計画的かつ高度な土地利用を推進します。

住居地域

近年、世帯分離などによる人口の郊外への流出が続いています。今後、世帯数の増加により土地需要の増大が予想され、居住環境の整備や必要な住宅用地の確保を図るため、土地区画整理事業の推進など秩序ある土地利用を進めます。

商業地域

商業地域は、近年、郊外型の大型店を核とした新興商業地域が形成されつつあります。

中心市街地商業地域は、都市活力の低下が問題となっており、今後、駅前再開発を含め、市街地商店街の再整備を進めるとともに、新興商業地域との均衡ある発展を促進し、商業地域の形成を図ります。

工業・流通地域

工業地域は、平野部中央に位置しているため、この地域での新規立地は困難であり、周辺未利用地の有効利用を図ります。また、流通地域は交通条件を生かした、港湾後背地や敦賀インターチェンジ周辺を中心に、流通機能の拡充を図ります。

港湾地域

敦賀港は、環日本海時代の拠点港として、新港の整備、物流基盤の整備、ポートルネッサンス21計画などの推進により、国際競争力を備えた港湾機能の拡充と、市民が憩い、楽しめるレクリエーション機能の充実を図ります。

農業地域

農業地域は、開発すべき地域と農用地として保全すべき地域の調整を進め、農地の確保と集約化を推進し、農業の生産性の向上を図ります。

海岸地域

海岸地域は、大部分が若狭湾国定公園、越前加賀海岸国定公園に指定されており、自然保護を基礎として、漁業及び海浜レクリエーション機能の充実を図ります。

森林地域

市域を取り巻く山地部においては、木材などの生産基盤であると同時に、水資源のかん養など公益的機能を有しており、郷土保全と市民生活に大いに役立っています。

この地域では、森林資源の保全と森林の確保に努めるとともに、レクリエーション機能の配置など、森林資源の総合的活用を図ります。

7 施策の大綱

(1) 人が集う、魅力ある都市づくり

風格ある市街地の形成と港の整備

周辺市町村との連携を図りながら、歴史と国際性を活かした風格ある都市づくりをめざして、中心市街地を核とした都市基盤の整備を進めるとともに、国際交流拠点としての敦賀港の整備、再開発を図ります。

計画的な土地利用の推進

調和のとれた個性のある都市づくりを推進し、土地利用構想に基づき、都市的な利用を図る区域と保全を基調とした区域を明確にする区域の検討を行うとともに、用途地域、農業振興地域の秩序ある編成など計画的な土地利用を進めます。

活力を生む交流基盤の整備

交流拠点としての役割を発揮するため、北陸新幹線の建設をはじめとする高速交通網、広域的道路、幹線道路の整備と海陸輸送機能を拡充するとともに、市民生活の向上や産業経済、地域間の情報交換の活性化をめざし、情報ネットワークの構築に努めます。

(2) 快適に暮らせる都市づくり

良好な住宅・居住環境の整備

高齢化、核家族化などにより、多様化・高度化する市民の住宅・居住環境に対する要求に応えるため、民間活力を活かしながら住みよい住宅づくりを推進するとともに、公園、生活道路の整備など居住環境の向上を図ります。

自然環境に配慮した生活基盤の整備

快適な生活環境を創出するため、自然環境の保全に努めるとともに、景観に配慮した美しい都市づくりを推進します。

また、水資源を保全し、上下水道など生活基盤の整備を図ります。

安全で安心して暮らせる社会基盤の整備

市民の生命、財産を守るため、地域防災計画に基づいた消防・防災体制の確立と防犯、交通安全対策の強化に努めるとともに、安全で安心できる社会基盤の整備を図ります。

また、原子力施設の安全性は国の責務であり、その充実強化を求め、市民の安全の確保を図ります。

(3) ふれあいと温もりのある都市づくり

ふれあいとやすらぎのある福祉社会の実現

少子化・高齢化の進展の中で、保健・医療・福祉の各分野の機能分担と連携強化を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して快適な生活をおくり、社会活動に積極的に参加することができる福祉社会の実現を図ります。

安心できる地域医療体制の強化

医療ニーズが多様化・高度化するとともに、市民の健康の保持・増進について関心が高まりつつある中で、福祉との連携を緊密にし、生涯にわたる健康づくりと疾病の予防・治療などの一貫した地域医療体制の強化を図ります。

豊かな市民生活の形成

高齢化社会の進展、急激な社会経済情勢の変化や市民の価値観の多様化などを踏まえ、市民の安定した生活を保障するため、消費者の保護などを図るとともに、社会環境に適応した社会保障の充実と向上に努めます。

(4) 活力とにぎわいのある都市づくり

たくましい産業の振興

既存産業が蓄積してきた技術やノウハウを活かし、生産・研究開発機能や従来の枠組みを超えた新たな機能の充実を図り、更なる産業の高度複合化を促進するとともに、環日本海地域の窓口として交流活動の活性化を進めます。

にぎわいのある商業振興

市街地の再整備、商業活力の向上と活性化に取り組み、活力が低下しつつある中心市街地商業と郊外型商業との良好で均衡ある発展を図り、広域交流拠点都市にふさわしい活気とにぎわいを創出します。

港まちとしての観光振興

まちづくりの一環として観光を位置付け、特性ある資源の有効活用と都市環境、観光施設の整備を促進し、「見る・遊ぶ・食べる・体験する」を基調とした観光施策を展開するとともに、周辺市町村との連携のもと、広域的な観光振興を図ります。

活力ある農林漁業の振興

農林漁業の近代化を促進するため、経営・生産基盤の確立と生活環境・交流基盤の向上を図り、魅力ある安定した農林漁業を展開するとともに、自然資源の保全と積極的活用に努めます。

(5) 人を育み、文化を創る都市づくり

豊かな人間形成のための教育の推進

豊かな明日を築く子どもたちに対し、家庭と学校そして社会が相互の連携を強化して、個性を伸ばし、協調性と思いやりの心をもてる教育を推進するとともに、国際化・情報化社会に即応した教育の充実を図ります。

また、新しい時代と地域社会に貢献できる高等教育のあり方を検討します。

生涯学習社会づくりと市民スポーツの推進

市民の生涯学習への意欲増大に対応するため、生涯学習の場となる施設の整備充実を図るとともに、学習機会の拡充に努めます。

また、市民スポーツへの関心を高めるため、普及振興を積極的に推進し、施設の整備充実を図ります。

香り高い文化のまちと交流社会の創造

郷土の歴史や地域文化の継承発展のため、文化財の調査保存および活用を促進するとともに、施設の整備充実を図り、市民の自主的な文化活動の支援および優れた文化に親しむ機会の拡充に努め、各種交流の充実を図ります。

8 構想推進のために

市民参加のまちづくり

市民参加の機会の拡充や広報・広聴活動の一層の充実と情報公開を図るなど、開かれた市政を推進し、市民と行政が一体となって、市民総参加によるまちづくりを展開します。

行財政の計画的な運営

行政のスリム化、財政の健全化はもとより、時代の要請に的確に応えるため、地方分権の方向性を見極め、行政の情報化と職員の能力開発を進めるとともに、行財政の計画的かつ効率的運営に努めます。

自治体間の連携の拡大

自治体の枠を超えた行政需要や共通する課題に対応するため、周辺市町村を始め、自治体間の連携の強化とその拡大に努めるとともに、広域行政の積極的な推進を図ります。